

速報版

発行：自治労滋賀県職員連合労働組合  
自治労滋賀県職員労働組合  
県庁東館5階  
県庁内線：4790.4791  
直通077-528-4790  
FAX：077-521-3784  
E-Mail/shigajichiro@yahoo.co.jp

自治労県職

自治労県職は 新しい仲間を歓迎します  
一人はみんなのために、みんなは一人のために

新しい年度がスタートし、今年度はさらに多くの新規採用職員の皆さんを迎えることができました。自治労県職・県職連合は、新たに採用された皆さんを心から歓迎するとともに、組合への加入を呼びかけます。

新規採用職員・未加入の皆さんへ



新規に採用された皆さんは、緊張と不安を抱えていることでしょう。誰であっても、最初の職場では同じ思いを経験してきています。でも安心して下さい。自治労県職は、職員が安心して働きつづけられる職場環境や労働条件の改善を目指し、日々取り組んでいます。ひとり一人の力は小さく、職場環境を変えたくてもできないことが多いのですが、みんなが集まれば大きな力になり、変えていくことができます。

説明会時のパンフ

昨年度は新型コロナウイルス感染症対策が3年目となる中、人員体制の強化や給与改善などで組合としての一定の成果をあげてきましたが、基本的にはこれまでの先輩たちの長年の取り組みにより、給与や勤務労働条件、福利厚生を積み上げてきたことがベースとなっています。

基本は、労働条件の改善と助け合い

労働組合の基本は労働条件の改善と助け合いです。自治労県職は、賃金・労働条件を改善させる取り組みを行うことを基本としますが、その根幹の精神は組合員相互の助け合いです。職員人生は山あり谷ありで、順風満帆ではありません。困った時に助け合える仲間がいて、組合員をバックアップすることで自己責任のみが横行して個人が犠牲になる職場状況を改善できるものと考えます。ぜひ新規採用の皆さんもこのような組合の役割を認識され早期に組合に加入されることを要請します。



病院事業庁での組合説明会(4/4)

職員人生は山あり谷ありで、順風満帆ではありません。困った時に助け合える仲間がいて、組合員をバックアップすることで自己責任のみが横行して個人が犠牲になる職場状況を改善できるものと考えます。ぜひ新規採用の皆さんもこのような組合の役割を認識され早期に組合に加入されることを要請します。

組合説明会以降から加入が続く。支部・職場単位の歓迎会も

4月4日および7日の研修終了時に新採の皆さんに説明会を実施しましたが、その後、組合への加入が続いています。また、支部や職場単位での歓迎会や説明会も準備されています。

全ての皆さんの組合加入で労働組合の機能と役割を高め日本一働きやすい県職場をつくりましょう。

各支部等での組合歓迎会・説明会の予定

草津支部	4月21日(金)	南部合庁1B会議室	彦根支部	4月20日(木)	湖東合庁2階集会室
水口支部	4月17日(月)	甲賀合庁4A会議室	長浜支部	4月19日(水)	職員会館2階集会室
今津支部	4月21日(金)	高島合庁2A会議室	八日市支部	4月25日(火)	職員会館2階集会室

※いずれも時間は12:10-12:50

本庁を含めて他の職場においても班単位などでのオリエンテーションを実施予定。

自治労・公務員連絡会が政府・人事院と春闘期の交渉実施  
～人事院勧告期にむけて闘争態勢の強化を確認～



自治労・公務員連絡会は委員長クラス交渉委員が3月22日に川本人事院総裁と、23日には河野国家公務員制度担当大臣と2023年春季要求に関わる交渉を行い、春の段階の最終的な回答を引き出しました。これを受け公務員連絡会

は、回答は十分とは言えない内容であるものの、人事院勧告を基本とする賃金・労働条件決定制度のもとで、各課題の現段階における関係当局の考え方や進捗状況を明らかにさせることができたことを踏まえ、春の段階の交渉の到達点と受け止め、今後、人事院勧告期にむけて闘争態勢を堅持・強化していくことを確認しました。

3月22日の人事院交渉で川本総裁は、「本年の民間の春闘は、

昨年を上回る賃上げがなされている状況にある。人事院は今後、大手企業の妥結・回答状況に加えて、中小企業を含めた民間の動向を注視していきたい」とした上で「俸給や一時金は、国家公務員の給与と民間企業の給与の実態を精緻に調査した上で、その正確な比較を行い、適切に対処する」と答えました。

また3月23日の国会公務員担当大臣との交渉で、河野大臣は「優秀な人材の確保のため長時間労働を是正し、国家公務員の働き方改革を実現するため、さまざまな取り組みを進める。非常勤職員の処遇改善については、常勤職員の給与改定に準じた改定を基本とするよう、各府省申合せの改正を行った」などと回答しました。



# 今国会での早期法案成立めざして集会 会計年度任用職員の勤勉手当支給の法改正実現を



自治労は3月13日、「会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする法改正実現！3・13集会」を参議院議員会館で開催し、全国から約100人が参加しました。

地方自治法改正案の今国会での早期成立と条例化等の取り組み推進を意思統一しました。集会では、川本淳委員長のあいさつに続き、吉田忠智、岸真紀子、鬼木誠の3人の組織内参議院議員があいさつし、「審議は4月からとなる見込み。しっかりと早期に成立させていきたい」「成立後は条例化の取り組みが重要だ」「常勤職員との均衡・権衡をはかるといふ、会計年度任用職員が制度化された本来の趣旨を、当局側は理解をした上で無視している。私たちの声と運動で変えさせていこう」

などと呼びかけました。

本部提起は自治労本部の伊藤功書記長が行い、「地方自治法改正案の成立を前提にした場合、2024年4月の施行にむけ、すべての自治体で確実に勤勉手当の支給を開始できるよう条例改正等の準備を進めることが大切だ」と強調。その上で、2023年3月から2024年3月までの「諸行動最終ステージ」の今後の取り組みを中心に提起しました。本部の取り組みでは、①早期の法改正にむけた国会対策や財源確保等のための省庁・国会対策、②総務委員会傍聴行動の展開、③情報発信の強化、④会計年度任用職員の組織化と交渉体制の強化などが示めされ、さらなる運動強化を全体で確認しました。



## 「総合病院との統合」問題で交渉継続を確認 3/17小児保健医療センター病院長交渉を実施



自治労病院労組・小児保健医療センター支部は3月17日、職場要求に係る病院長交渉を実施しました。

交渉では、県立総合病院との統合の課題を主要課題として議論しました。病院統合や移転改築の動向を質したところ、病院長からは「病院統合は、病院を最適化・効率化し機能を拡充するものであり、小児医療保健センターの役割に大幅な後退につながるものではないと考えている」と現段階の考えを述べました。今後の統合に向けた方向性については、2023年度前半で集約されることが予想されることから、組合側としては早期に再度交渉を実施するよう求めました。

交渉のやりとりの一部は次のとおり。

**組合：**病院統合の方向性はどうなっているのか。

**病院長：**病院統合については、議論が中断されていたが、年明けか再開されることになった。病院統合においても「最適化と効率化」を求められることになっている。統合後の病床規模は、全体で70床（総合40小児30）ほど減らす想定となる。小児においては、新病棟で34床ほどに減少するにしても、総合病院の病床を組み込むことで、小児の病床数を維持できるものと考えている。小児にとっては他科受診も可能になるなど多機能になることから患者にとって利益になると考えている。

**組合：**病院統合は、職員の士気ややりがいにも関わることであり、職員の中の十分な共通認識が必要である。小児で頑張ろうとする職員を無くしてはならない。

**病院：**現場の声は大切であると考えている。今後も情報提供を行い皆さんの声をきいて進めたい。

## トルコ・シリア地震救援カンパご協力に感謝します 47万8090円を寄付しました



2月6日にトルコ南部地域で発生した大規模地震については、死者が5万人以上・負傷者は10数万人・住宅の全半壊は20万棟以上とされており、未曾有の大災害となっています。

現在、救助活動は終了しましたが、依然として被災した人々の状況は深刻なままとなっており、医療、生活支援、住居確保などで今後の継続した救援活動

が待たれています。自治労本部は、全国規模での救援活動の一環としてカンパ（寄付）募集を開始しました。自治労県職としてもこの主旨に賛同し、職場にカンパをお願いしたところ、47万8090円の募金が寄せられました。この募金については、日本赤十字社滋賀県支部および自治労中央本部に4月7日に届けました。ご協力頂いた皆さんへ心から感謝致します。



貯金の王道は給与天引き「ろうきんの財形貯蓄」へ（募集締切は5/8）

財形貯蓄の詳細&申し込み：近畿ろうきんの担当者が説明します。（ろうきん大津支店：077-524-5356）

